

諮問番号：平成30年度諮問第8号

答申番号：平成30年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、保護の開始日に係る部分につき取り消されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、平成29年12月22日に保護の申請（以下「本件申請」という。）を行い、同月26日に本件申請の日を保護の開始日とする保護開始処分（以下「原処分」という。）が行われているが、請求人が平成29年12月14日付けで行った保護の申請（以下「前回申請」という。）について、同日において請求人の手持金があったものと認定されるから保護の要否判定を行うと「否」となる旨、同月20日に処分庁から連絡を受けたが、確認が速やかに行われていれば、同月15日から保護を受給することができたはずであり、原処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、本件申請に対して、請求人の申請した日に保護を開始したものであり、違法又は不当な点はない。

なお、平成29年12月20日は、前回申請があった日から「14日以内」であるから、生活保護法第24条第5項に定められる期間内であり、同月20日の連絡となったことに違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件申請に対して、請求人の申請どおりに保護を開始したものであって、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われており、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 生活保護法では、保護の申請があった日から14日以内に保護の決定を通知しなければならないと規定されているところ（同法第24条第5項）、平成29年12月20日は前回申請の日から14日以内の日であり、処分庁からの連絡が速やかに行われなかったとまでは言えない。また、前回申請は請求人が記名押印して取り下げられていることが認められ、最初から前回申請がなかったものと解するほかなく、これを原処分に対する審査請求により争うことはできず、前回申請に係る処分庁の対応は、原処分には法律上直接影響を及ぼすものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、保護の開始時期は、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされているから、必ずしも、前回申請を取り下げて、再申請を

させるという手続を経る必要はなかったという点において、前回申請に係る処分庁の対応は、疑問があるものであったと指摘せざるを得ない。

第4 調査審議の経過

平成30年5月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日並びに同年6月12日及び同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない」とされている（生活保護法第24条第3項）。また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているから、これらの基準に従って事務が処理されることとなる。

そこで本件についてみると、請求人は、平成29年12月22日に本件申請を行い、処分庁は、同月26日に保護の開始日を請求人の申請の日として原処分を行っている。しかし、本件申請に至る経過を見ると、平成29年12月14日に請求人により適法になされた前回申請に対し、「同月14日においては支出があり、これが手持金からの支出と認定され、同日における保護の要否判定は「否」となり、保護の要件を満たさないこととなるため、前回申請を取り下げ、再申請を行う意思があるかどうか」について同月20日に処分庁から請求人に対し電話で確認があったこと、請求人はこれに従って同月21日に前回申請を取り下げ、同月22日に本件申請を行ったこと及び本件申請の際、処分庁は請求人につなぎ資金として6,000円を貸与したことが認められる。

この点、前記の厚生労働大臣が定める基準によれば、保護の開始時期は、「申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日」であり、申請の日において保護の要否判定が「否」であったとしても、翌日以降、保護の要否判定が「要」となった日からの保護開始処分を行うことができるとされている。本件に現れた事実によれば、処分庁は、請求人に係る平成29年12月15日以降の保護の要否判定を行わないまま、申請に対する処分をせず、請求人に対して前回申請を取り下げ、再申請するよう指導し、請求人は実質的にこれに従わざるを得なかったため、やむを得ず応じたものと認められる。このような一連の手続は、行政手続法の趣旨に反しており、請求人の申請権を侵害するものであって違法であると言わなければならない。すなわち、処分庁は、適法になされた平成29年12月14日付けの前回申請に対する応答として、同月15日から同月21日までの間の保護の要否を判定し、処分を行うべきであり、この点において、原処分の保護の開始日に係る部分は違法又は不当である。

したがって、原処分のうち保護の開始日に係る部分は取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとし

た審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美